

2026年度 法科大学院

第3期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式・論述式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず【民事訴訟法】の解答は【民事訴訟法】の解答用紙に、【刑事訴訟法】の解答は【刑事訴訟法】の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 権利能力なき社団に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 権利能力なき社団は、被告となることはできるが、原告となることはできない。
- 2 権利能力なき社団の訴訟追行は、裁判所に選任された特別代理人がする。
- 3 権利能力なき社団の名義への所有権移転登記請求は認められない。
- 4 権利能力なき社団でないとして第一審で認定された団体は、上訴を提起することはできない。

問2 送達に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 被告に受領を拒否されたら、訴状の送達は実施できない。
- 2 公示送達は、訴訟の遅滞を避けるため必要があると認められるとき以外は、当事者の申立てによりなされる。
- 3 職業を有している被告に対しては、最初から就業場所送達をすることができる。
- 4 書留郵便に付する送達は、送達先に届いた時点で送達の効力が生じる。

問3 訴訟手続における当事者の同意・異議に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 第一審裁判所は、訴訟が法令の定めによりその専属管轄に属する場合には、当事者の申立て及び相手方の同意があるときといえども、訴訟の全部又は一部を申立てに係る地方裁判所又は簡易裁判所に移送することができない。
- 2 当事者が補助参加について異議を述べなければ、補助参加人は、参加の理由を疎明する必要はない。
- 3 裁判所は、争点及び証拠の整理を行うため必要があると認める場合において、事件を弁論準備手続に付するときは、当事者の同意を得なければならない。
- 4 控訴審において、反訴の提起の相手方が異議を述べないで反訴の本案について弁論をしたときは、反訴の提起に同意したものとみなされる。

問4 当事者の欠席に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 当事者双方が口頭弁論に欠席すると、裁判所は訴え却下判決をしなければならない。
- 2 地方裁判所に係属している事件において、当事者の一方が口頭弁論に欠席すると、その者が提出した準備書面の陳述が擬制される。
- 3 当事者双方が口頭弁論を欠席した場合には、裁判所は審理の現状に基づく判決を職権ですることができる。
- 4 当事者の一方が口頭弁論に終始欠席している場合に、裁判所は、欠席者敗訴の欠席判決をしなければならない。

問5 検証に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 裁判所は、当事者の申出によらず、職権で検証をすることができる。
- 2 書証として文書が提出された場合、裁判所がその筆跡や印影を感得するには、当事者による検証の申出が必要である。
- 3 検証の申出をした当事者が検証物を所持していない場合、当該当事者は、検証物送付嘱託の申立て又は検証物提示命令の申立てをすることができる。
- 4 検証は、法廷以外の場所ですることは許されない。

問6 判決に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 一部判決がされた場合にその判決に不服がある当事者は、残部判決の上訴期間内に残部判決と共に上訴をしなければならない。
- 2 控訴裁判所が、第一審における訴訟判決を取り消す場合、原則として、事件を第一審裁判所に差し戻さなければならない。
- 3 中間判決の対象は、独立した攻撃又は防御の方法その他中間の争い並びに請求の原因及び数额について争いがある場合におけるその原因に限られる。
- 4 被告が口頭弁論において原告の主張した事実を争わず、その他何らの防御の方法をも提出しない場合において、原告の請求を認容するときは、裁判所は、判決書の原本に基づかずに判決の言渡しをし、判決書の作成に代えて、裁判所書記官に口頭弁論期日の調書に記載させることができる。

問7 独立当事者参加訴訟における二当事者間の訴訟上の和解の可否に関するつぎの記述のうち、他と異なる見解に立つものを一つ選びなさい。

- 1 訴訟上の和解が調書に記載されて、訴訟終了効が生じると共に、その記載が確定判決と同一の効力を有することになれば、三当事者間の紛争を矛盾なく解決すべき当事者参加訴訟の構造を無に帰せしめるので、二当事者間者の訴訟上の和解を認めるべきではない。
- 2 独立当事者参加は、参加人に両当事者の訴訟追行を牽制させることを立法趣旨とするから、そのことが不可能になる二当事者間の訴訟上の和解を認めるべきではない。
- 3 独立当事者参加訴訟では、共同訴訟人の行為は、全員の利益においてその効力を生じるとする必要的共同訴訟の規定が準用されており、他の1人の同意がない限り、二当事者間の訴訟上の和解の効力は生じない。
- 4 独立当事者参加訴訟における二当事者間の訴訟上の和解の効力を否定することは、処分権主義に違反する。

問8 類似必要的共同訴訟に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 類似必要的共同訴訟とは、請求について各自が単独で個別に訴え又は訴えられるが、共同して訴え又は訴えられた場合には、判決を共同訴訟人全員につき合一に確定させることが法律上要求される訴訟形態である。
- 2 株主総会決議取消しの訴えは、類似必要的共同訴訟である。
- 3 共同訴訟人が提起した類似必要的共同訴訟において、他の者は、共同訴訟参加の申出をして共同訴訟人として参加することができる。
- 4 複数の株主が共同して追行する株主代表訴訟において、共同訴訟人である株主の一部の者が上訴をした場合、合一確定のため、上訴をしなかった者も当然に上訴人になる。

問9 当事者の確定のための基準について7行以内で論じなさい。

[刑事訴訟法]

問1 刑事手続の関与者に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 被疑者とは犯罪の嫌疑をかけられ捜査の対象となっている者であり、被告人とは公訴を提起された者である。
- 2 司法警察職員は第一次的な捜査機関であり、司法警察員と司法巡査に区別される。
- 3 検察官は、捜査、公訴提起、公訴の維持及び裁判の執行の権限を有する。
- 4 弁護人の選任には、私選及び国選との2種類がある。
- 5 公平な裁判所の裁判を受ける権利を保障するため、訴訟指揮権及び法廷警察権が定められている。

問2 捜査の端緒に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 変死又は変死の疑いのある死体があるときは、検察官は検視をしなければならない。
- 2 告訴とは、犯罪の被害者が被害の事実を申告し、犯人の訴追・処罰を求める意思表示をいう。
- 3 告訴がなければ起訴ができない罪のことを親告罪というが、親告罪についての捜査は、将来告訴が得られる見込みがある限り開始することが許される。
- 4 自首とは、犯人が、捜査機関に発覚する前に、自ら罪を犯したことを捜査機関に申し出ることをいう。
- 5 職務質問とは、警察官が挙動不審者を発見した際、これを停止させて質問することをいい、対象者が停止しない場合は、強制力を用いて停止させることも許される。

問3 逮捕・勾留に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 被疑者の身体を拘束するための強制処分として、刑事訴訟法は「逮捕」と「勾留」を規定している。
- 2 通常逮捕は、裁判官からあらかじめ逮捕状の発付を受けて行われるものである。
- 3 現行犯逮捕は、一定以上の重大な罪の嫌疑が高い場合に、急速を要して、裁判官の逮捕状を求めることができないので、まず被疑者の身体を拘束した上で、その後、直ちに逮捕状を請求するものである。
- 4 司法警察員や検察官が逮捕状により被疑者を逮捕したときは、直ちに、犯罪事実の要旨、弁護人を選任することができる旨を告げた上で、弁解の機会を与えなければならない。
- 5 被疑者の勾留は、検察官の請求を受けて、裁判官が勾留状を発することにより行われる。

問4 物的証拠に関する捜査に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 搜索とは、物の発見を目的として、人の身体、物または場所について調べるものをいう。
- 2 差押えとは、物の占有を強制的に取得するものをいう。
- 3 検証とは、場所、物、人などについて、その存否、性質、状態、内容等を五官の作用で認識・保全するものをいう。
- 4 搜索、差押え又は検証は、強制処分として、裁判官の令状を得た上で実施するのが原則であるが、適法な逮捕の場合には、例外として無令状で行ってもよい。
- 5 被疑者等が遺留した物又は所有者・所持者・保管者が任意に提出した物の占有を捜査機関が取得する「領置」は、裁判官の令状を得た上で実施される。

問5 公訴提起に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 国家訴追主義とは、検察官という国家機関が訴追する原則をいい、被害者など私人が訴追する私人訴追主義と対比される。
- 2 刑事訴訟法は、私人が訴追することを認めていないだけでなく、原則として検察官以外の国家機関が起訴することも認めておらず、これを起訴独占主義という。
- 3 刑事訴訟法は、検察官の裁量によって不起訴にすることを認めており、このような原則を起訴法定主義という。
- 4 不当な不起訴の抑止策として、検察審査会、付審判請求手続がある。
- 5 不当な起訴を抑制しようとする理論が、公訴権濫用論である。

問6 公判手続に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 公判廷とは、公判期日の手続が行われる法廷のことをいい、公判廷には、裁判官及び裁判所書記官が列席し、かつ検察官が立ち会う。
- 2 弁護人の出頭は、一般的には開廷の要件ではないが、死刑または無期もしくは長期3年を超える拘禁刑に当たる事件を審理する場合には、弁護人がいなければ開廷することができない。
- 3 公判期日の手続は冒頭手続から始まり、冒頭手続では、人定質問、起訴状の朗読、検察官の冒頭陳述が行われる。
- 4 冒頭手続が終わると、証拠調べが行われるが、被告人、弁護人も冒頭陳述をすることができる。
- 5 証拠調べに関して不服がある検察官、被告人、弁護人は、異議の申立てを行うことができる。

問7 自白に関する次の記述のうち、判例の立場を前提として、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 自白とは被告人の供述のうち、自己の犯罪事実の全部または主要部分を認めるものをいう。
- 2 犯罪事実を認める被告人の供述である限り、なされた時期、その形式、相手方のいかんにかかわらず自白である。
- 3 任意性に疑いがある自白は証拠能力がなく、この定めを「自白法則」という。
- 4 自白の任意性についての挙証責任は、それを証拠として提出する検察官にある。
- 5 被告人を有罪とするためには、自白以外の他の証拠が必要であり、この定めを「伝聞法則」という。

問8 裁判に関する次の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 管轄がない裁判所に起訴されたときは、無罪判決を言い渡す。
- 2 有罪の言渡しをするには、罪となるべき事実、証拠の標目及び法令の適用を示さなければならない。
- 3 被告人が貧困のため訴訟費用を納付できないことが明らかな場合を除き、刑の言渡しをしたときは、被告人に訴訟費用の全部または一部を負担させなければならない。
- 4 公訴時効が完成したときは、免訴の判決をする。
- 5 被告人が死亡したときは、公訴棄却の決定をする。

問9 令状主義の意義及び根拠について7行以内で説明しなさい。